

《仮訳（要約）》

BfR 推奨基準 36-3

食品包装材料用セルロース繊維の衝撃吸収材に関する勧告

本資料は、参考資料として情報提供を目的に作成したものです。
ユーロフィン・プロダクト・テストング株式会社は資料作成には
できる限り正確に記載するよう努力しておりますが、
その正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありません。
本情報の採否はお客様の判断で行ってください。
また、万一、お客様等が不利益等を被る事態が生じましても、
ユーロフィン・プロダクト・テストング株式会社は一切責任を負うことが
できませんので、ご了承ください。

※ 原典については下記リンク先を参照してください。

https://www.bfr.bund.de/en/bfr_recommendations_on_food_contact_materials-308503.html

※ 原典(4 ページ)より、食品接触材に関する箇所の概要および適用範囲を要約。
翻訳は省略。

概要：

この勧告は、食品と接触する紙・板紙及びボード、ならびに最終製品（セクション III）の製造工程で使用される 繊維材料（セクション IA）及び製造助剤全般（セクション IB）に適用される。

さらに、紙の製造工程では、製造装置を清潔に保ち、腐食から保護するために物質が使用されているが、これらの物質については、本勧告は適用されないものとする。紙の製造者または販売者は、これらの物質について食品規制（特に規則（EU）No.1935/2004）を遵守する責任がある。

ただし、本勧告に記載されている物質で、上記の適用を受けるものは、2013 年以前に記載されたものである。

適用範囲：

I. 吸収コアの製造に使用される材料に対する要件

A. 繊維材料

B. 生産補助材料全般

殺菌剤、紙の精製剤、防腐剤、脱水促進剤、分散剤、消泡剤

II. 吸収材パッドの製造に使用される他の材料に対する要件

プラスチック、不織布材料、接着剤など、吸収材パッドの製造に使用される他の材料は、それらに適用される食品接触用途に関する法的要件を遵守しなければならない。

III. 最終製品に対する要件

1. 製品の冷水抽出物中に検出される鉛の濃度は 10 µg/L 以下、カドミウムの濃度は 5 µg/L 以下でなければならない。
2. 吸収材パッドの紙板は、接触する食品に対して保存効果を持っていてはならない。